

■第1回策定委員会における主な意見とその対応

| 委員名 (敬称略) | 意見 | 対応 | 修正を受けて記載する箇所 | | | | | | |
|--------------|---|---|--------------|----|----|----------|----------|------------------|---|
| | | | はじめに 現況整理 | 課題 | 理念 | 基本 方針 | 施策 目標 | 市町村 取組 方向性 | |
| 長谷川 | 社寺の緑を保全していく方針を積極的に打ち出してほしい。 | 市町村における取組の方向性のp128「取組20：保全配慮地区等を活用した地域の緑の継承」で記載しました。 | | | | | | | ○ |
| 丸山 長谷川 | 特別緑地保全地区の制度をより活用できないか。 | 市町村における取組の方向性のp120「取組12：特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑の保全」で記載しました。 | | | | | | | ○ |
| 三矢 | 健康分野と緑を育む流れが接点を持てるように県から市町村へメッセージが出せるとよい。 | p84「暮らしの質を高める緑」の基本方針で、「心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの確保」などと示し、p93「施策8：心と体の健康を支える緑の活用」を示すようにしました。 | | | | ○ | ○ | | |
| 丸山 | 活用の課題に健康の視点を追加してはいかがか。 | 健康の視点は、p77「生活」の課題に追加しました。 | | ○ | | | | | |
| 近藤 | 公園の重要な点は、オープンスペースや緑地があることであり、P-PFIの目的を間違えて、オープンスペース等に建物を整備することは避けるべきだ。 | P-PFIについては、方針や施策について、強調して押し出すことはしないようにしました。また、市町村における取組の方向性のp114「取組6：官民連携による公園等の整備及び管理の推進」において、民間活力の導入の方向を示していますが、ここでは、周辺の土地利用や地域のまちづくりの方針と調和について十分に検討することを示すようにしました。 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 三矢 | P-PFIは周辺の土地利用や、地域経営の視点も持って取組むべきであり、実施する場合は、冷静に進めたい。 | | | | | | | | |
| 近藤 | 地域の人の関わりやすい仕組みを作ることが重要。 | 市町村における取組の中で、p125「取組17：多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進」で地域の人が関わってきた取組の事例を紹介しました。 | | | | | | | ○ |
| 水津 | これからの緑は「量」から「質」に変わることが明確に打ち出すべき。 | p80の計画の理念の副題で「緑の質を高め」と明示し、基本方針や市町村の取組の方向性にも質を高める重要性を記載しました。 | | | | ○ | ○ | | ○ |
| 水津 | 防災を推進する中で、緑地が果たす役割は大きいと思う。防災と緑地の関係性を示していくべきだ。 | p89「施策4：防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出」で「地震や風水害等の被害を軽減する緑」として、土砂災害防止に資する緑地、活断層の挙動による被害の軽減に資する緑地、浸水被害の軽減または、災害時の避難に資する緑地、保水機能の維持に資する緑地等を図化して示しました。 | | | | | | ○ | |
| 水津 | 今日の「緑」の解釈、意味、機能の再設定と多様性を認めていくべきだ。 | 緑の機能については、p1「はじめに」で多様な機能があることを示しました。また、p80「計画の理念」においても、緑は多くの機能を有していることと、多様な機能を最大限に発揮していくことを示しました。 | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 丸山 | 都市公園の一人あたり面積は不要ではないか。 | 都市公園の一人あたり面積については、目標値としては設定しません。都市公園法施行令第1条の2において、住民一人あたりの公園面積の標準は10㎡以上としての記載があるため、県としては引き続き把握はしていきます。 | | | | | | | |
| 長谷川 | 地域性のある樹種や植生を積極的に植樹することを広域緑地計画にいはどうか。 | p81「緑づくりの基礎」において、地域の自然に適合した樹種の選定の必要性の方向性を示すほか、p86「健全で良質な緑に関する施策」、市町村の取組の方向性のp105「取組3：地域特性に応じた在来種の植栽・管理」に具体的に記載しました。 | | | | | ○ | | ○ |
| 長谷川 | 活用の視点では、「健康」に加え「教育」の視点も重要である。 | p93「施策8：心と体の健康を支える緑の活用」で「自然とふれあう遊びと学びの場の活用」の施策を示しました。 | | | | | | ○ | |
| 近藤 | 緑地に緑を増やす時に、植物を育てるという視点をもってもらいたい。 | 市町村における取組の方向性の、p105「取組3：地域特性に応じた在来種の植栽・管理」やp116「取組8：計画的な公園施設の老朽化対策」に、植栽管理計画等の検討や、長寿命化計画等に植栽の管理方法を示すことが望まれることを記載しました。 | | | | | | | ○ |
| 近藤 | オープンスペースで単に遊ぶことの意味を理解してもらおう提言ができないか。 | p84「暮らしの質を高める緑」において公園などのオープンスペースを確保することを方針として示しました。また、p93「施策8：心と体の健康を支える緑の活用」で「自然とふれあう遊びと学びの場の活用」の施策を示しました。 | | | | | ○ | ○ | |
| 丸山 | 理念が長文である。わかりやすい言葉で簡潔にまとめた方がよい。 | 計画の理念は短い文章とし、理念を表す図を作成しました。 | | | ○ | | | | |
| 三矢 | 森の託老所や森のデイサービスセンターなど年配の方にとっても居心地のよい、長寿高齢社会にふさわしい緑をつくっていくことはできないか。 | p92「施策7：QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保」で身近な公園の整備や、p93「施策8：心と体の健康を支える緑の活用」で健康で生きがいを感じられる緑づくりについて記載しました。福祉行政と連携した具体的な取組については、地域や各公園と連携しながら、今後検討していきます。 | | | | | | ○ | |
| 三矢 | 福祉施設の中でやっていることを緑地でやるように誘導できないか。そのためには緑の専門家が介在することが重要である。 | | | | | | | | |
| 丸山 | なぜ、公園が必要なかを理念の中で書いておかなければならない。 | p1「はじめに」で公園が人々の生活にとって欠かすことのできないものであることを示すとともに、p80計画の理念では、緑の多機能性について記載しました。 | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 水津 | つくることと同じくらいに使うことに注目し、支援し、観察すべきである。 | 市町村の取組の方向性の中でp125「取組17：多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進」において事例とともに紹介しました。 | | | | | | | ○ |
| 丸山 | 活用の図化がわかりにくい。 | p81緑の機能において、3つの緑と活用の関係性を表現する図を作成しました。 | | | | | ○ | | |
| 長谷川 | 人間の心身の健康にとって、そもそも緑は必要不可欠という考えからスタートしているバイオフィリックシティという言葉が目ざされている。 | バイオフィリック・シティの重要な項目及び指標として、「都市公園の訪問率」や「公園または緑地から数百メートル以内の人口の割合」が示されているため、将来目標にて、これら指標を取り込むようにしました。 | | | | | | ○ | |
| 近藤 | 舗装すること自体が問題であるという方向にもっていかなければならない。 | 緑やオープンスペースの確保を基本的な考え方としています。 | | | | | | ○ | ○ |
| 近藤 | 地域コミュニティの核として、緑地での活動は今の時代になくはならないことを記載してほしい。 | p85「交流を生み出す緑」において、「緑を介したコミュニティの醸成」などを示しました。また、p94「施策10：地域コミュニティを育む場としての緑の活用」で施策の位置づけました。 | | | | | ○ | ○ | |
| 近藤 | 緑地があるところでコミュニティを活性化させることを前面に出してもよい。 | | | | | | | | |
| 三矢 | 議論を踏まえ、課題の視点の関係性を順番に整理すると、生命を守るという視点の「環境」「安全」がまずあり、次に「生活」だと思う。その次に「活力」「活用」が整理されるのではないか。 | 指摘を踏まえ、方針、施策の構成を検討しました。 | | | | | ○ | | |